

# 「沖縄県資源管理方針（案）」の改正概要について

## 1 沖縄県資源管理方針について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）の改正（令和 2 年 12 月 1 日）に伴い、沖縄県資源管理指針（平成 28 年 5 月 31 日一部改正）に則して作成する資源管理計画は、令和 5 年末までに、法第 124 条第 1 項に基づく協定に移行することとなりました。

これに関連し、水産庁長官通知（令和 4 年 4 月 1 日 3 水管第 3404 号「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の一部改正について）に基づき、協定の対象となる水産資源のうち、特定水産資源以外の水産資源であって、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価（MSY ベースの資源評価）が行われている水産資源については、方針の別紙 2 に、行われていない水産資源については、方針の別紙 3 に、それぞれその資源管理の方向性等を定める必要があります。

## 2 方針の主な改正内容

今回の改正に当たって、キハダやメバチ、カツオ等については別紙 2 に、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を定めています。

また、別紙 3 に定めるマチ類やソデイカ、スジアラ等については、これに加え、資源管理の方向性を定めています。

## 3 今後のスケジュール

- 令和 5 年 10 月 沖縄県資源管理方針（案）の意見集約・反映
- 令和 5 年 11 月 沖縄海区漁業調整委員会へ諮問、農林水産大臣の承認
- 令和 5 年 12 月 沖縄県資源管理方針の公表
- 令和 6 年 1 月 資源管理計画の資源管理協定への移行手続き
- 令和 6 年 3 月 資源管理協定への移行手続き完了